

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年4月16日変更）について

重点措置区域の変更	埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を追加
重点措置を実施すべき期間	令和3年4月20日から5月11日まで（22日間）
新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項の追加	<u>大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこと。</u>
その他	<u>分科会提言で示された「早期探知のための指標」等も参考に、感染状況について、リスク評価を行うこと。</u>